

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解（3／9時点） （A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施。B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討）								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答（3／22時点） （a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他）		内閣府整理 （4／3時点）	内閣府整理 I～IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
環境観光モデル都市づくり推進特区	246	住宅（社宅）における直流配線に関する基準の明確化	本構想において取り組む実証実験に基づき、直流配線の基準を策定。 【実施条件等】火災等安全面における懸念が生じる可能性があるが、実証実験を通じて効果的な絶縁対策・防火対策等を講じることにより、想定される懸念を予防する。	住宅（社宅）における直流配線に関する基準の明確化	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第39条電気設備に関する技術基準を定める省令第59条	D	自治体の実証実験の結果を受けて必要に応じ検討開始	－	住宅等の配線の施設方法については、電気設備に関する技術基準を定める省令第56条において、「配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。」と規定しているところ、改善提案の内容が当該省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠を有している場合には、自らの責任において直流配線設備を施設することが可能。 現時点においては直流配線のニーズ、具体的施設方法等が明確ではないため、直流配線に限定した具体的な技術基準を定めていない。自治体が提案する基準の明確化については、直流配線のニーズの把握や基準策定の必要性等の検討のために、総合特区における実証実験結果を共有いただくとともに、安全性についての技術的根拠が提示されかつ今後直流配線の普及が見込まれる場合には、基準策定の必要性等の検討を行っていく。		a	電気設備に関する技術基準を定める省令に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠を有している場合には、自らの責任において直流配線設備を施設することが可能との見解につきまして、了解いたしました。 既に採択いただいております「次世代エネルギー技術実証事業」において、実証を進める中で、進捗に応じて適宜報告させていただくとともに、課題や不明な点等が発生した場合、ご相談に応じていただきたいと思いますので、よろしく願います。	－	I
環境観光モデル都市づくり推進特区	247	改造電気自動車等のバッテリーから家庭への給電に関する基準の明確化	本構想において取り組む実証実験に基づき、電気自動車等のバッテリーから電気を取り出す際の基準を策定 【実施条件等】感電等安全面における懸念が生じる可能性があるが、給電コネクタ等の開発をはじめ、各種、絶縁対策等を講じることにより、想定される懸念を予防する。	改造電気自動車等のバッテリーから家庭への給電に関する基準の明確化	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法電気設備に関する技術基準を定める省令第56条	D	自治体の実証実験の結果を受けて必要に応じ検討開始	－	電気設備に関する技術基準を定める省令においては、従来から蓄電池に係る技術基準を定めており、電気自動車等のバッテリーから家庭へ給電する場合についても当該規定が適用される。 自治体が提案する基準の明確化については、改造電気自動車に関するのニーズの把握や基準策定の必要性等の検討のために、総合特区における実証実験結果を共有いただくとともに、安全性についての技術的根拠が提示されかつ今後改造電気自動車の普及が見込まれる場合には、基準策定の必要性等の検討を行っていく。 なお、現在、学識経験者や電気設備、電気自動車などの専門家で構成される委員会を設置し、電気自動車等から一般家庭等に電気を供給する際の具体的な技術基準を検討中であり、平成24年度夏までに基準の明確化を行う予定		a	電気設備に関する技術基準を定める省令においては、従来から蓄電池に係る技術基準を定めており、電気自動車等のバッテリーから家庭へ給電する場合についても当該規定が適用されとの見解につきまして、了解いたしました。 既に採択いただいております「次世代エネルギー技術実証事業」において、実証を進める中で、進捗に応じて適宜報告させていただくとともに、課題や不明な点等が発生した場合、ご相談に応じていただきたいと思いますので、よろしく願います。	－	I
環境観光モデル都市づくり推進特区	248	船舶を用いた陸上への給電に関する基準の明確化	本構想において取り組む実証実験に基づき、船舶からの陸上給電基準を策定 【実施条件等】感電等安全面や安定的な電力供給に懸念が生じる可能性があるが、参画企業が有する主任技術者や一般電気事業者の協力・指導の下に実証を行うことにより、想定される懸念を予防する。	船舶を用いた陸上への給電に関する基準の明確化	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	－	Z	－	－	自治体は、災害時に系統が寸断された際にバックアップするための船舶から電気自動車への充電を可能とする措置を希望しているが、需要地内の電気のやり取りと整理できれば現行の法令で実施可能であるところ、どのような設備を介して船舶から電気自動車に充電を行うか（地上に急速充電器等を設置するのか。その場合の需要地概念をどう整理するか）が明らかでないことから、自治体が引き続き提案内容を明確化する必要がある。		a	計画しているバックアップシステムにつきましては、陸上側に変圧（AC440V→AC200V）・充電設備を設置し、電気自動車に給電することとしております。 既に採択いただいております「次世代エネルギー技術実証事業」において、実証を進めることとしておりますので、需要地内の電気のやり取りとして整理できるか否かにつきましては、進捗に応じて、適宜、ご相談させていただきたいと思います。 また、実証事業を進める中で、課題や不明な点等が発生した場合、ご相談に応じていただきたいと思いますので、よろしく願います。	提案者は所管省庁の見解を踏まえ、実証実験を行い、仮に取り組みの実現が困難となった場合には、改めて協議を行うものとする。	I

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理 番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解（5／9時点） （A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施。B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、 D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討）				国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答（5／18時点） （a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他）		省庁の 最新見解	内閣府再整理（コメント欄） （6／1時点）	内閣府再整理 I ～IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
環境観光モデル都市づくり推進特区	246	住宅（社宅）における直流配線に関する基準の明確化								D	自治体は、経済産業省の見解を踏まえ、取組の実現に向けて実証実験を行うこと。なお、取組の実現が困難となった場合には、経済産業省との間で改めて協議を行うものとする。	I
環境観光モデル都市づくり推進特区	247	改造電気自動車等のバッテリーから家庭への給電に関する基準の明確化								D	自治体は、経済産業省の見解を踏まえ、取組の実現に向けて実証実験を行うこと。なお、取組の実現が困難となった場合には、経済産業省との間で改めて協議を行うものとする。	I
環境観光モデル都市づくり推進特区	248	船舶を用いた陸上への給電に関する基準の明確化								Z	自治体は取組の実現に向けて実証実験を行い、経済産業省は適宜相談に応じること。なお、取組の実現が困難となった場合には、経済産業省との間で改めて協議を行うものとする。	I